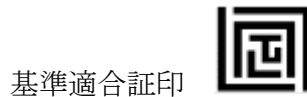


はかりの定期検査をご存じですか

四日市市では、2年に一度、計量法第19条第1項に基づき、取引又は証明に「はかり」を使用している事業者を対象に定期検査を行っています。取引・証明に使用するはかりは市が行う定期検査の受検又は一般計量士による代検査の受検が必要です。

1. 四日市市による令和2年度の定期検査の実施地域（偶数年は南部地域）
令和2年6月～11月（定期検査場所を行う場所・日時は広報に掲載しています）
2. 取引・証明に使用できる「はかり」には検定証印又は基準適合証印が付されています。



3. 計量器の定期検査受検に該当する主なはかり

No	主な用途別はかり	該当:○ 非該当:×
1	小売店等で、商品の料金特定の為の計量器	○
2	小売店等で、商品の料金特定の為以前に行う程度の計量器	×
3	大規模小売店舗のバックヤード・バックセンター等において計量値を付する計量器	○
4	食品工場等で生産された商品に、その内容量を表示する為の計量器	○
5	製造・加工工場等で、製品売買、材料仕入れ・供給、請負、役務等代金算定の為の計量器	○
6	貴金属の取引において、質量を表記し記録する為の計量器	○
7	質店等で、貸金算定の為の計量器	○
8	宅配便取次店における料金特定の為の計量器	○
9	病院・診療所などにおいて、新生児の体重及び成長過程における記録及び妊婦の定期健診における計量器	○
10	保健所・病院等で健康診断を行う場合、又は診断書を発行する為の計量器	○
11	病院・診療所等において、患者のカルテに体重を記録する計量器	○
12	学校・法人・団体において、健康診断の為の体重測定を行う為の計量器	○
13	学校・施設などで教材・実習又は調理の為に行う計量器	×
14	学校・病院・法人・施設等で給食材料仕入れの代金特定の為の計量器	○
15	研究機関等が内部研究の為に行う計量器	×
16	研究機関が、研究結果を外部に公表する為の計量器	○
17	浴場・遊技場等でサービスで設置されている体重等の計量器	×
18	有料体重計において目安程度に使用するもの	×

4. 問い合わせ先

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 市民文化部 市民生活課 市民・消費生活相談室
電話 059-354-8147
FAX 059-354-8452

市が行う計量器定期検査の手数料一覧表

種 類	能 力 (ひょう量)	単 価(円)
電気式はかり	100kg以下	1400
	250kg以下	1800
	500kg以下	2200
手動天びん	感量1/10000を超えるもの	620
等比皿手動はかり	全機種	620
棒はかり	全機種	260
その他の手動はかり 皿手動 台手動	100kg以下	550
	250kg以下	950
	500kg以下	1550
	*無錘式	△50
ばね式指示はかり	直線目盛	250
	100kg以下	500
	250kg以下	900
手動指示併用はかり	分銅なし	500
	分銅あり	550
その他指示はかり	500kg以下	1500

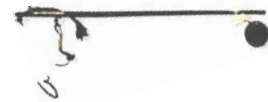
*但し、感量等がひょう量の1万分の1未満のものは、上記に掲げる単価の2倍とする。

<はかりの種類>

電気式はかり



棒はかり



等比手動はかり



ばね式指示はかり



(直線目盛付指示はかり)



不等比皿手動はかり



台手動はかり



手動指示併用はかり

